

○議長（茅沼隆文）

再開いたします。

午前 9 時 5 5 分

○議長（茅沼隆文）

休憩前に申しましたとおり、日程第 5、議案第 2 号から日程第 7、議案第 4 号までについては、町側の出席者は三役、部長、総務課長、財務課長及び担当主幹、保険健康課長及び担当主幹となっております。主幹の方にお願ひします。発言がある場合には、挙手の上、私から指名がありましたら、まず、職名及び氏名を名乗ってからの発言をお願いいたします。

それでは、日程第 5、議案第 2 号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題といたします。

提案理由を町長に求めます。

町長。

○町長（府川裕一）

提案理由、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による公営住宅法の一部改正に伴い、町営住宅等の整備基準及び入居収入基準等を定めるため、開成町営住宅条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

細部説明を担当課長に求めます。財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、議案を読み上げます。議案第 2 号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについて。開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定する。よって、地方自治法第 9 6 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

平成 2 5 年 2 月 1 2 日提出、開成町長、府川裕一。

それでは、次のページをお開きください。開成町条例第 号。開成町営住宅条例の一部を改正する条例。

開成町営住宅条例（平成 9 年開成町条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

提案理由にもありましたように、地域主権改革一括法の施行に伴い、公営住宅法が一部改正され、これまで政令等に規定されていた公営住宅整備基準及び入居資格に係る入居収入基準について、各地方自治体が条例で定めることになったものです。

まず、目次では、第 1 章と第 2 章の間に、第 1 章の 2、町営住宅等の整備基準を設け、第 3 条の 2 から第 3 条の 1 6 までを追加しています。

第 3 条の 2 では、整備基準については、この章に定めることとし、第 3 条の 3 では、健全な地域社会の形成に資するようにと考慮することとしています。

第3条の4では、安全、衛生、美観、便利、快適など、良好な居住環境を確保することとしています。

次のページをお開きください。第3条の5では、建設等に当たっての費用の縮減への配慮をうたっています。第2節は、敷地の基準になります。第3条の6では、町営住宅の設置場所について、安全で入居者の利便性を考慮した選定を行うとしています。

第3条の7では、軟弱な土地などにおいては、擁壁の設置など、安全策を講じるとともに、雨水、汚水処理施設を設けることとしています。第3節では、町営住宅等のさまざまな基準を定めています。

第3条の8、住棟等の基準では、日照、通風、プライバシーの確保などを考慮して配置するものとしています。

第3条の9、住宅の基準では、防火や防犯、エネルギーの効率化、遮音性能の確保、劣化の軽減措置などをうたっています。

3ページ中段になります。第3条の10、住戸の基準では、床面積や台所、トイレ、風呂場等の基本的環境整備を記載しております。

第3条の11、住戸内の各部では、次のページに移りますけれども、共用部分、附帯施設、児童遊園、広場及び緑地、通路等の規定をしています。ここまでの整備基準を国の参酌に沿って条例化したものです。

なお、開成町に該当しないがけ崩れという文言や集会施設という項目は削除しています。

4ページ下段から6ページ上段までの第6条、これにつきましては、入居基準等を条例で定める改正です。第2号では、裁量階層の対象及び金額を記載しています。いずれも改正前では政令委任していましたが、具体的に明記したのになります。

特に入居者の居住の安定を図る必要がある場合、21万4,000円、いわゆる裁量階層のようですが、対象としては、(ア)の障害者世帯、(イ)の高齢者世帯、(ウ)の子育て世帯があります。また、(ア)に記載しているその他の規則で定めるものとして、規則等で戦傷病者世帯、原子爆弾被災者世帯、海外引揚者世帯、ハンセン療養所入所者世帯等があります。(エ)につきましては、右側下段にある改正前のイを裁量階層に組み入れています。

なお、福島復興再生特別措置法の居住制限者につきましては、次の6ページの第7条入居者資格の特例、一番下のところにありますけれども、入居者資格の特例で、裁量階層とみなす規定を追加しています。

ページ戻りまして5ページですが、イ、裁量階層以外の本来階層の収入上限額15万8,000円を記載しています。

今回の法改正で、本来階層、裁量階層とともに、月収25万9,000円以下で事業主体が条例で定めるとされていますが、開成町においては、改正前と同様の本来階層が15万8,000円、裁量階層が21万4,000円としています。

それでは、次のページ、6ページをお開きください。6ページから7ページ中段までは、先ほど説明した福島特措法以外は、引用条項の修正となっています。

7 ページ下段、第 4 4 条第 2 項になりますけれども、立入検査になります。今回の法改正と直接の関係はありませんけれども、団地内での孤独死への対策が叫ばれている中、入居者の生命確保、住宅の密室の防止対策等を考慮し、極めて緊急性の高い事態においては、入居者の承諾を得ないで立ち入ることができるという規定を設けています。その部分を読ませていただきます。

ただし、入居者等の生命もしくは身体に危険が生じている恐れがある場合、または漏水等の事項、その他の事由により現に使用している町営住宅が滅失し、毀損し、もしくは汚損するおそれがある場合において、緊急に当該町営住宅に立ち入る必要があると認められるときは、当該町営住宅の入居者の承諾を得ないで立ち入ることができるという規定を追加しています。

附則として、この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行し、経過措置として、既存の町営住宅には、第 1 章の 2 は適用しないとしています。

参考資料として、同時施行の規則改正案を添付しています。先ほど言った部分等が記載してあります。

説明は以上になります。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

菊川敬人君。

○1 番（菊川敬人）

1 番、菊川です。5 ページのところですが、4 ページの下の入居者の資格のところなんですが、特別階層の安定を図る必要があるものとして、アからエまで記載してあります。ちょっと気になる部分といたしまして、この特別階層の中に、生活保護法による被保険者であるとか、あるいはDV被害者といったところも、私はこの中の対象に含まれるかなという感じがいたしますが、その部分が含まれていないことについての説明をいただきたいということと。

あと、今は非常に高齢化が加速化しているわけですが、例えば、高齢者同士で、友達同士で入居するというようなパターンも、これから出てくるんじゃないかと思いますが、そういったところの取り扱い等については、どういうふうにされるかをお伺いいたします。

○議長（茅沼隆文）

財務課主幹。まず、職名と氏名。

○財務課管財担当主幹（遠藤直紀）

財務課管財主幹、遠藤と申します。議員の質問に 1 点目、お答えいたします。

DV の関係と生活保護の関係でございますが、こちらにつきましては、もともと入居者資格、条例の第 6 条になりますが、こちらの 6 ページの省略している部分の条項の分になりますので、そちらの分の中に、もともと入っております。入居資格の中には、生活保護、DV の方、入っております。

それで、第 2 号のアからエと書かれている部分につきましては、収入の基準になり

ますので、その方については、生活保護、DVの方のいうところは、基準の中には項目として入っていないということになっております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。ちょっとその前に、財務課長。

○財務課長（山本 靖）

菊川議員の2点目の友達同士の入居という形ですけれども、配慮できないかということですが、基本的には、町営住宅、今の現行の部分では、やはり同一世帯であるものというのが限定になっています。今後の状況、独居世帯のみがふえてくるような状況では、今後、そういった部分も考慮しなければならないかと思っておりますけれども、現行の中では、なかなかお友達同士で一緒に町営住宅に入りたいという期待には、今、応えられない状況ですので、今後の課題になるかなと思っています。

○議長（茅沼隆文）

高橋久志君。

○2番（高橋久志）

2番、高橋です。今回の一部改正については、従来、今現在あります町営住宅、これらを踏まえて入居の条件、あるいは整備、それから、お住まいになっている方の住民の負担、これは従来どおりという考えですけれども、今後、参考資料とそれから説明資料が事前にいただいた中で、公営住宅法の改正、例えば、入居収入基準について、現在の、今、町が行っている改正前の制度をそのまま流用しておりますが、改正後の制度として、例えば、本来段階、あるいはその他について収入分位の50%か、金額等がされておりますけれども、本来、階層の関係で言うならば50%、月収25万9,000円、これが今現在開成町では、参酌基準どおりに収入分位を50%上限としている。

今、住んでいる方の状況を踏まえて、今回、条例改正しているわけですが、私が質問したいのは、国のほうで制度を変えていると。これは町として、いずれはそういう状況の改定もあり得ると。今回の改定については、こういう今の状況で負担をしないように措置をしておりますけれども、そういう見方として、今回の条例改正というのは受けとめていいのかどうか、その辺、お答え願いたい。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、高橋議員の質問にお答えいたします。国の制度改正で、収入の上限が25万9,000円、月収、そこまで引き上げられたという形になっています。

開成町の実際の町営住宅の居住者の実態としては、以前は収入超過者とか、数多くいられましたが、そういう方については、その後、自分で家を建てられて出ていったという、町が望んでいる姿になっています。現在残られている方については、収入超過者等はほとんどいられない形で、かなり低額所得の方がいられるという形になって

います。そういった中で、国の基準がここで引き上げられた部分は、ほかの地方自治体においては、過疎化し、人口が減少している中で、町営住宅、市営住宅等をうまく活用するためにはある程度の収入の方も入れられる体制をとるためには、こういった収入分位を上げれば、応募資格がふえるというふうな状況があるかと思います。

例えば、国の基準でいう25万9,000円というと、一般的なサラリーマンのケースでいくと、奥さんと子供二人がいるような形ですと、年収が600万近い金額になるという形になります。かなり収入がある方が町営住宅、市営住宅に入れるような形になります。

開成町の実態を考えると、そうではない。低額の方が入られている。あくまでも低所得者、住宅困窮者に対して、つくった施設という形ですから、今後、ある程度四ツ角住宅の移転、統廃合等があつて、それ以降、新たな方が入られるときにつきましても、やはり低所得者対策の観点からいうと、なかなか国の収入分位の上限である25万9,000円を採用するのが、逆に、そういった方が入りにくくなるということから考えると、それを新たに入れることは難しいかなと考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。関連で質問します。国は、収入分位を50%と、かなり緩和した形になっていますが、町では、従来どおり25%ということにしたいということでもありますけれども、現状の25%の収入分位の方が町内で何%ぐらいを占めておられるか。それとあと、対象になる方がどれくらい、ざっくりとした形で結構ですけれども、それともう一つ、例えば、25%を30%に引き上げよう、あるいは40%に引き上げようとしたときの町としてのリスクはどういうところをデメリットはどういうところがあるのか、教えてください。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、お答えします。なかなか25%である15万8,000円の収入が町においてどのぐらいのパーセンテージが要るかというのは、こちらにはデータはないのですけれども、基本的には、今、入られている方は全て対象ですし、ここ2年ほど入居募集していませんけれども、以前、やっていた平成20年から22年ぐらいの時代でも、入居したいと応募されている方は収入で引かかる方はいませんでした。そういった意味では、先ほど言った4人世帯であれば、ざっと国の基準でいうと、600万近いサラリーマンであれば、600万近い収入ですけれども、15万8,000円という、本来階層の部分でも、450万弱でそういった部分になります。年収440万ほどでいろいろな控除を引いた中でいくと15万8,000円ぐらいになりますので、そういった意味では、かなりの方が入れるかなという部分ですから、やはり国の

改正等の、実際に上げていく形になると、もっと広くという部分は、先ほど申しましたように、人口減少で定住対策として町営住宅を活用したいというところは、国の改正によって収入分位を上げることで、ある程度の方を入居することができると。昔の公営住宅法は、やはり住宅困窮の低所得者対策という部分が根底にありましたから、開成町はそちらを使いたいという形です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

25%で440万、かなり高いですね。厚労省が平成22年度の数値を出したところを見ますと、300万以下で33%ぐらいの国の平均ではあるということです。かなり緩いといったら緩いかもしれないですね。わかりました。どうもありがとうございます。

○議長（茅沼隆文）

井上宜久君。

○6番（井上宜久）

6番、井上です。今、二人の議員から出された点で、ちょっとまだ理解できない点があるのでお聞きしたいというふうに思います。

本来階層で、収入分位で25%を上限として現行は支払われていたと。これだと思っています。裁量階層にいきますと、収入分位で40%を上限として出していきますよということですけれども、これはあくまでも裁量階層の高齢者世帯、障害者世帯、子育て世帯、その辺の兼ね合いでこの辺の収入の中身が変わってくるということで理解しているのかどうか。

それと裁量階層の中で、高齢者、障害者、子育て、海外引揚者等がありますけれども、実際にウェートの、これがいろいろ兼ね合って、収入分位の額が変わってくるというふうに思うんですけど、この辺のウェートの、これはどうなるのかなということではちょっとお聞きしたいなど。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、井上議員の質問にお答えします。今回の条例改正につきましては、今まで政令で金額等が定められて、こういった条例の中に載ってこなかったものが、地方自治体各自で定めるということで、金額が今回明らかになったという形で、今後もそういった部分で変更等が出れば、変える部分があるかもしれません。

そういった中で、基本的には本来階層は15万8,000円で、裁量階層が21万4,000円という形の中で、実態としては、本来階層を超えて裁量階層を使うだけの収入の方が、今まで町営住宅の応募であったケースはほとんどないですね。ここ5年間ぐらいの形でいきますと、いろいろな控除を差し引いた中で、15万8,000円という基準の中で、裁量階層に該当する方でも、その中におさまっているという部

分で、今回の改正については、先ほど言ったように、国の政令で定めたものが、地方自治体の条例で定めるという形になった中で、今までこの金額をどうこうするによって応募資格がなくなるような方というのは、実際にはありませんでした。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○８番（山田貴弘）

８番、山田貴弘です。このたびの公営住宅等整備基準の条例の改正ということでは、内容については把握する中では、国の参酌基準をもとにやっているということで理解はしているところであります。

そのような中で大きなポイントというのは、障害者世帯、身体、精神、知的という部分で、今日は条例なんで、施行規則までは余り触れないですけども、そこら辺のふえたというところで、追加というのですか明記されたということで、大きなポイントかなというふうに見ております。

そのような中で、もともと公営住宅というのは住宅困窮者が対象であったのが、こういうふうにも明記することによって、福祉の部分でのウエートが上がるのではないのかなと見ているのですが、当町に対してはウエートをどのような方向性の中で見ていくのか。これは入居者の募集をかけたときに、例えば、困窮者と身体に支障がある人が２者いた場合に、どちらかを選ばなければいけない。選択をしなきゃいけないという部分が出てくると思います。そのような中で、本来の趣旨というものが、どういうふうにも当町は考えているのかというのを、条例改正をする上で発言を求めたいと思います。お願いします。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、山田議員の質問にお答えします。福祉の部門、かなりウエートが入ってきているのではないかという質問ですが、高齢者についてもかなりふえてきていますし、そういった方々の入居等も今後は考えていかなければならない。そういった中で開成町の町営住宅の現状につきましては、昭和４０年代後半から５０年代前半に建てられた施設ということで、かなりノンバリアフリーという形ですか、そういった方々に優しくない住宅であることは認識しています。今現在の町営住宅を改装して、そういったバリアフリー対策をとれるかというのと、抜本的な部分でかなり難しさがあるという形の中で、今現在進めているのは、古くなった町営住宅の統廃合ということで、総合計画の実施計画を定めていく中でも進めてきています。３団地を２団地にしていく中で統廃合していったら、残りの２団地は延命工事等を行って、もうしばらく使っていくと。ただし、バリアフリー対策はとれていないので、そういった部分では、障害者とか高齢者に対してどう対策をするか、今現時点ではなかなか難しいかなと。

総合計画の中でも、今後、前期６年間の計画の中では、そういった方々に対しての

借り上げ住宅を検討するという言葉でまだ終わっています。具体的にその部分に対応できるかという部分は、まだ考え切れていないのが事実ですので、この6年間の中で今後の開成町の人口構成とか、障害者の方々の比率とかも考慮しながら今後考えていくものだと考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

山田貴弘君。

○8番（山田貴弘）

8番、山田貴弘です。今の説明で理解はしました。その説明の中で、統廃合の話がありました。そのような中で、今回、高齢者世帯として、裁量階層の対象として、年齢というものが明記されております。現状では、これに該当しない高齢者世帯というのがいるんじゃないのかなというふうに見受けられているところであります。その中で統廃合をするということを今答弁された中で、条例改正をしました。ほかのところに移転してもらうときに、今回の条例がこのようになっていますから、移転はできませんよとか、そのようなことを危惧するんですが、そこら辺の説得というものは、この条例を改正するに当たって、丁寧に説明をしていかなきゃいけないのかなというふうに思っております。ぜひとも、ここら辺の条例改正は、住んでいる人にはものすごく重要なことだと思いますので、ぜひ、説得しながら周知徹底をしていってほしいとお願いをしたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、お答えします。1点、最初の部分でちょっと伝わってなかったのかもしれませんが、入居者の基準についての条例改正ということで、町条例に載っていますが、これについては今まで政令で定めていて、それを運用してやっていたということで、ここで条例改正をしたから新たにその方々へ特別にふえたということではなくて、常に政令の中で行っていた基準に沿って、入居者の選定についてはやってきました。あくまでも入居者の基準ということで、入れる際のことですから、その後に状況変化、例えば障害者の方が5人家族で、障害者の方がいなくなったから、その部分で外れるということはありませんし、もう一点、先ほど言ったように、本来階層、裁量階層、全て今入居されている方々については、ここで大きくひっかかるような方は、ほとんどいないという部分でも影響はないですし、もう一点、四ツ角住宅の関係につきましては、既に入居者に対する説明で不安がられている、山田議員から質問のあるような、その辺についてどうなのかという質問もありましたので、その部分については、入居されている方々には影響ありませんということは伝えてありますので、そういった部分を含めた中で、今、統廃合の部分の作業を進めています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

7番、小林哲雄です。2点ばかりお伺いいたします。皆さん言っているように、入居収入基準についてお伺いしたいのですが、本来階層と裁量階層があると。裁量階層については、優遇措置ですよという話なんです、募集をかけたときに定員オーバーして、本来階層の人と裁量階層の人が競合した場合でも、裁量階層の人を優遇するかどうか。その辺の確認を1点させてください。

もう一点は、7ページの条例第44条、立入検査で、今回新たに第44条第2項のただし書き以降が新たに加えられました。これについて、個々で文言を読んでもいいのですが、見ればわかるので、どのような場合を想定しているのか、その辺の確認をお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、小林哲雄議員の質問にお答えします。優遇措置の関係で、入居に当たっての審査について、どういう形かという部分ですけれども、ここ2年ほど募集をやっていませんが、それ以前の形としては基本的に幾つかの項目がありまして、収入及び家族の構成、あと高齢者であるとか、障害者であるとか、そういった方についてはポイントが付きまして。それぞれの家族構成の中でのポイントを合計した中で、町営住宅審議会の方々が決定をしますけれども、今言ったように、裁量階層になるような方については、当然、入居に当たってのポイントも上になるということで、本来階層の方よりは複数来た場合については、裁量階層の方のほうが必然的にポイントは高くなります。ただ、それ以外の要件もありますので、裁量階層の方々の中でも、高齢者の方、ひとり親家庭の方、あと障害者の方、それぞれのポイントの数がありますので、その実態によって、裁量階層の中での差は出てくるかと思えます。

2点目は、主幹からお答えします。

○議長（茅沼隆文）

財務課主幹。

○財務課管財担当主幹（遠藤直紀）

財務課管財主幹、遠藤、お答えします。2点目の立入検査でございます。こちらにつきましては、具体的に言いますと、例として独居の方、高齢者の方が、なかなか連絡がとれなくなったとか、民生児童委員から連絡があったとか、そういったところであった場合に、町で、例えば、ひとり暮らしですから連絡がとれないというときに、町の職員なりが立ち会うというようなことを想定しております。

また、火災ですとか、そういった災害につきましても、もともと警察であったり、消防の法律もございしますが、こちらに明記をさせていただいたということにはなりません。入居者の生命ですとか、そういった安全確保のために載せたということで考えてございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

小林哲雄君。

○7番（小林哲雄）

収入基準の場合、ポイント制でやっていますということは理解いたしますが、例えば、本来階層の方で、収入分位が30%の人が入ってくると。逆に言うと、裁量階層の人で、収入分位が50%の人が入ってくると。そうなりとやっぱり裁量階層の人というのは優遇措置があるから期待してくると思うんですが、こういう場合には、やっぱり本来階層で収入分位30%の人が入るということもあり得ると理解してよろしいのかどうか。これはポイントですから、例えば、収入分位が30じゃなく20だった場合には、それはそれで入ってくるのかなということがあるので、優遇措置が100%じゃないよということをもう一度確認させてください。

もう一点、44条の立入検査ですが、ご承知のように、高齢者施設の火災等で多くの方が人命を失っているという報道がされている中、町営住宅も結構住宅密集であり、高齢の方もいるということで、こういうただし書きを入れるということは、非常にいいのかなといった場合に、例えば、火災等の理由によって、滅失、毀損、汚損という場合に、町が緊急に立ち入ることができるということは、どういうことで判断するのか。その辺がもし何かわかっている基準があれば、火災が起きてから立ち入ってもしよがないのです。そういうおそれがあるというのはどういうような状況、もしくは情報収集をするのか。その辺、答えられる範囲でいいですから、お答えください。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、お答えします。まず、一つ目ですけれども、今、手元に表がないのであれですけれども、本来階層と裁量階層の部分でいけば、そこでポイントの格差がつく部分がありますが、裁量階層の方というのは、それ以外のポイントの部分で考慮すべきポイントは上がりますので、そういった部分で上乘せされるので、本来階層の一般の方の収入分位と裁量階層で40%ぎりぎりの方の差の部分でいきますと、うろ覚えですけれども、多分、裁量階層に該当する方のポイントのほうが高いのではないかなと思います。

2点目の火災の関係ですけれども、こちらが想定しているのは、火災よりも前段の、先ほど言った独居暮らしでしばらく応答がないような場合について、今までですと警察に通報して、警察に開けてもらわなければ入れない部分を、民生委員と一緒に立ち会って行くようなことができるという部分を重く見えています。

火災の場合、基本的に煙等があれば、町が先に行って入るというケースは少ないのかなと。通報とかいうケースですと。ただ、見回りに行ってそういうふうな状況を見つけたときに、警察とか消防が来る前に入れるという部分は、そこも加えておいたほうがいいのかということ、実際的にはそちらの評価は低いかなと考えています。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

1番、菊川です。条例3条の10の住戸の基準について、お伺いいたします。後ほど審議する高齢者、身障者の移動に関する条例等があるんですが、ここでは、先ほどもちょっと同僚議員からバリアフリーに関する質問がありましたが、バリアフリー法との整合性については、この住戸の基準の中にどうも含まれていないような感じが受けとめられるのですが、今後、町として、基準の中にバリアフリー法との整合性をどういうふうに図っていかれるおつもりなのか、お伺いしたいのが1点と。

もう一点は、事前に資料をいただいた中で、当面の間は現行どおりするとうたってあったのですが、当面の間というのは、どれぐらいの期間を見ておられるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

それでは、菊川議員のご質問にお答えします。バリアフリー法の関係ですけれども、基本的に今回は国の参酌基準にのってとっているという部分で、あともう一点が、附則の中で、第1章の2は適用しないという形を入れているのは、そのままいくと、現状の町営住宅が既存不適格みたいな位置づけにならないように、あくまでもその当時の基準で建てたという形で、先ほども説明したように、なかなかバリアフリー対策をとれるかというのと、とれる施設ではないと考えています。

当面の間という部分でいきますと、今現在、統廃合を行っている中で、新たな、よそからの入居者募集はまだしばらくかかるだろうという形で、まだしばらくはそこまではないという部分と、先ほども言ったように、前期の総合計画の中では、まだ借り上げ住宅は検討するというレベルですので、今後そういった部分で必要性があるとなれば、そういった町営住宅を新たに建てるよりは、借り上げ住宅等で行うという方策も、後期基本計画の中には出てくる可能性があるかと。当然、そういった形になれば、それなりのバリアフリー対策のとれた住宅の借り上げという形に進むかとは思いますが。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

菊川敬人君。

○1番（菊川敬人）

そうしますと、この基準の中にも、バリアフリー法に関する整合性がとれるような条例としてはうたっていない。対応が図れるようになるまではうたわないということとよろしいでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

財務課長。

○財務課長（山本 靖）

当面の間は、この形で進めていくという形です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに、よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、お諮りします。質疑を打ち切り、討論を省略して、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

ご異議なしと認め、採決いたします。

議案第2号 開成町営住宅条例の一部を改正する条例を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起 立 全 員）

○議長（茅沼隆文）

起立全員によって、可決いたしました。